

# 文部科学省の交通安全施策

## 交通安全教育の推進

学校においては、学習指導要領等に基づき、「体育科」「保健体育科」や特別活動等を中心に、児童の発達の段階を考慮し学校教育活動全体を通じて、交通安全教育を実施

具体的には、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの交通安全教育を推進

教職員向け安全教育資料の作成・配布

- ・『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』H13.11作成、H22.3改訂、H31.3改訂

児童向け安全教育資料の作成・配布

- ・リーフレット「くいずでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」

交通安全教育に係る指導者研修の充実に関する支援

- ・学校安全ポータルサイトで「教職員のための学校安全e-ラーニング」を公開
- ・交通安全教育の内容を含めた学校安全指導者養成研修会の開催
- ・各都道府県における交通安全教室、防犯教室及び防災教室の講師となる教職員等を対象とした講習会や、心肺蘇生法（AEDの取り扱いを含む）や応急手当に関する実技講習会の開催支援（学校安全教室の推進、R2予算35,170千円）

## 地域における通学路の交通安全の確保

「通学路交通安全プログラム」等に基づく取組の推進

- ・関係省庁と連携し、地方自治体における通学路の交通安全の取組を推進
  - 1．推進体制の構築
  - 2．基本的方針（通学路交通安全プログラム）の策定
  - 3．基本的方針及び対策箇所図・対策一覧表の公表

コミュニティ・スクール、地域学校協働本部と連携した取組を推進

- ・地域全体で児童生徒等の安全を確保する取組を通じて、地域全体の安全にも寄与するという視点に立って、家庭・地域との連携・協働を推進